

気象業務法施行令の一部を改正する政令案新旧対照条文

本則関係

○ 気象業務法施行令（昭和二十七年政令第四百七十一号）…………… 1

附則関係

○ 国土交通省組織令（平成十二年政令第二百五十五号）…………… 5

気象業務法施行令の一部を改正する政令案新旧対照条文

○ 気象業務法施行令（昭和二十七年政令第四百七十一号）

（傍線の部分は改正部分）

改正案

現行

（一般の利用に適合する予報及び警報）
 第四条 法第十三条の規定による一般の利用に適合する予報及び警報は、
 定時又は随時に、次の表の区分に従い、国土交通省令で定める予報区を
 対象として行うものとする。

（一般の利用に適合する予報及び警報）
 第四条 法第十三条の規定による一般の利用に適合する予報及び警報は、
 定時又は随時に、次の表の区分に従い、国土交通省令で定める予報区を
 対象として行うものとする。

種類	内容	種類	内容
季節予報 地震動予報	（略） 地震動（発生した断層運動による地震動をいう。 以下この条において同じ。）の予報 噴火、降灰等の予報 津波の予報	季節予報	（略）
火山現象予報 津波予報 波浪予報 気象注意報 地震動注意報	地震動によつて災害が起こるおそれがある場合に 、その旨を注意して行う予報 噴火、降灰等によつて災害が起こるおそれがある 場合に、その旨を注意して行う予報	波浪予報 気象注意報	（略） （略）
火山現象注意報 地面現象注意報 津波注意報	津波によつて災害が起こるおそれがある場合に、 （略）	地面現象注意報 津波注意報	津波の有無及び程度について一般の注意を喚起す （略）

高潮注意報 (略)	その旨を注意して行う予報
気象警報 (略)	(略)
地震動警報	地震動に関する警報
火山現象警報	噴火、降灰等に関する警報
地面現象警報 (略)	(略)

(航空機及び船舶の利用に適合する予報及び警報)
 第五条 法第十四条第一項の規定による航空機及び船舶の利用に適合する予報及び警報は、定時又は随時に、次の表の区分に従い、行うものとする。

種類	内容
飛行場予報 (略)	(略)
空域予報	航空法(昭和二十七年法律第二百三十一号)第三十七条第一項の規定により国土交通大臣の指定する航空路 その他の国土交通省令で定める空域を対象とする気象及び火山現象の予報
(削る。)	
飛行場警報 (略)	(略)
空域警報	航空法第三十七条第一項の規定により国土交通大臣の指定する航空路その他の国土交通省令で定める空域を対象とする気象及び火山現象に関する警報

高潮注意報 (略)	るために行う予報
気象警報 (略)	(略)
地面現象警報 (略)	(略)

(航空機及び船舶の利用に適合する予報及び警報)
 第五条 法第十四条第一項の規定による航空機及び船舶の利用に適合する予報及び警報は、定時又は随時に、左の表の区分に従い、行うものとする。

種類	内容
飛行場予報 (略)	(略)
空域予報	国土交通省令で定める空域を対象とする気象の予報
航空路予報	航空法(昭和二十七年法律第二百三十一号)第三十七条第一項の規定により国土交通大臣の指定する航空路を対象とする気象の予報
飛行場警報 (略)	(略)
空域警報	国土交通省令で定める空域を対象とする気象に関する警報

(削る。)	
海上予報	国土交通省令で定める予報区を対象とする船舶の運航に必要な海上の気象、 <u>火山現象</u> 、津波、高潮及び波浪の予報
海上警報	国土交通省令で定める予報区を対象とする船舶の運航に必要な海上の気象、 <u>火山現象</u> 、津波、高潮及び波浪に関する警報

(警報事項の通知)
 第七条 法第十五条第一項の規定による通知は、次の各号の定めるところにより行うものとする。

種 類	通 知	先
気象警報	海上保安庁、都道府県、東日本電信電話株式会社、	
高潮警報	西日本電信電話株式会社及び日本放送協会の機関	
波浪警報	日本放送協会の機関	
地震動警報	警察庁、海上保安庁、都道府県、東日本電信電話株式会社、	
火山現象警報	西日本電信電話株式会社及び日本放送協会の機関	
津波警報	都道府県、東日本電信電話株式会社、西日本電信電話株式会社及び日本放送協会の機関	
洪水警報	都道府県、東日本電信電話株式会社、西日本電信電話株式会社及び日本放送協会の機関	
二 法第十四条第一項の規定による警報の種類及び通知先		
飛行場警報	通 知	先

航空路警報	
海上予報	指定する航空路を対象とする気象に関する警報
海上警報	国土交通省令で定める予報区を対象とする船舶の運航に必要な海上の気象、津波、高潮及び波浪の予報
	国土交通省令で定める予報区を対象とする船舶の運航に必要な海上の気象、津波、高潮及び波浪に関する警報

(警報事項の通知)
 第七条 法第十五条第一項の規定による通知は、次の各号の定めるところにより行うものとする。

種 類	通 知	先
気象警報	海上保安庁、都道府県、東日本電信電話株式会社、	
高潮警報	西日本電信電話株式会社及び日本放送協会の機関	
波浪警報	警察庁又は都道府県警察、海上保安庁、東日本電信電話株式会社、	
津波警報	西日本電信電話株式会社及び日本放送協会の機関	
洪水警報	都道府県、東日本電信電話株式会社、西日本電信電話株式会社及び日本放送協会の機関	
二 法第十四条第一項の規定による警報の種類及び通知先		
飛行場警報	通 知	先

三・四 (略)	海上警報	空域警報 (削る。)
	(略)	国土交通省の機関

三・四 (略)	海上警報	航空路警報 空域警報
	(略)	国土交通省の機関

改正案	現行
<p>第二章 外局 第二節 気象庁 第二款 内部部局</p> <p>（総務部の所掌事務）</p> <p>第二百二十七条 総務部は、次に掲げる事務をつかさどる。</p> <p>一 〓二十一（略）</p> <p>二十二 気象、<u>地震</u>（地震にあつては、発生した断層運動による地震動（第二百三十条第一号において単に「地震動」という。）に限る。） 、津波、高潮、波浪及び洪水の予報業務並びに気象の観測の成果を無線通信により発表する業務に関する許可に関すること。</p> <p>二十三 〓二十五（略）</p> <p>（地震火山部の所掌事務）</p> <p>第二百三十条 地震火山部は、次に掲げる事務をつかさどる。</p> <p>一 <u>地震動</u>、火山現象及び津波の予報及び警報に関すること。</p> <p>二 地震、火山現象及び地動並びにこれらに関連する輻射に関する観測並びにその成果の収集及び発表に関すること。</p> <p>三 地震及び火山現象に関する情報の収集及び発表に関すること。</p> <p>四（略）</p>	<p>第二章 外局 第二節 気象庁 第二款 内部部局</p> <p>（総務部の所掌事務）</p> <p>第二百二十七条 総務部は、次に掲げる事務をつかさどる。</p> <p>一 〓二十一（略）</p> <p>二十二 気象、<u>地震及び火山現象を除く。</u>、津波、高潮、波浪及び洪水の予報業務並びに気象の観測の成果を無線通信により発表する業務に関する許可に関すること。</p> <p>二十三 〓二十五（略）</p> <p>（地震火山部の所掌事務）</p> <p>第二百三十条 地震火山部は、次に掲げる事務をつかさどる。</p> <p>一 地震、火山現象及び地動並びにこれらに関連する輻射に関する観測並びにその成果の収集及び発表に関すること。</p> <p>二 地震及び火山現象に関する情報の収集及び発表に関すること。</p> <p>三 <u>津波の予報及び警報</u>に関すること。</p> <p>四（略）</p>